

## 県民コメント制度に基づく結果の公表（埼玉県地域防災計画）について

埼玉県では、防災対策の充実・強化を図るため、「埼玉県地域防災計画」を修正しました。計画の修正に当たっては、県民コメント制度に基づき、「埼玉県地域防災計画案」について県民の皆様から御意見を募集したところ、25件の御意見・御提案をお寄せいただきました。

寄せられた御意見・御提案及びそれに対する県の考え方を公表いたします。

### 1 意見募集期間

令和4年1月24日（月）～令和4年2月18日（金）

### 2 意見の提出者数及び意見件数

25件（9名）

（内訳）

区 分	人 数	意見件数
郵送	0	0
F A X	0	0
電子メール	9	25
合 計	9	25

### 3 意見の反映状況

区 分	意見件数
意見を反映し、案を修正したもの	5
すでに案で対応済みのもの	3
案の修正はしないが、実施段階で参考とするもの	8
意見を反映できなかったもの	7
その他	2
合 計	25

### 4 策定した計画及び意見募集結果の資料の入手方法

埼玉県のホームページから入手できます。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0402/chiikibo.html>

また、次の窓口で閲覧を行っています。

- ・埼玉県危機管理防災部災害対策課（危機管理防災センター2階）

Tel 048-830-8181

- ・埼玉県県政情報センター（衛生会館1階）Tel 048-830-2543

- ・埼玉県の各地域振興センター・事務所

南 部 Tel 048-256-1110

南 西 部 Tel 048-451-1110

東 部 Tel 048-737-1110

県 央 Tel 048-777-1110

川 越 比 企 Tel 049-244-1110

西 部 Tel 04-2993-1110

利 根 Tel 048-555-1110

北 部 Tel 048-524-1110

秩 父 Tel 0494-24-1110

東松山事務所 Tel 0493-24-1110

本庄事務所 Tel 0495-24-1110

5 問い合わせ先

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県危機管理防災部災害対策課 災害対策担当

TEL 048-830-8181 (直通)

FAX 048-830-8159

E-mail a8170-01@pref.saitama.lg.jp

**県民コメント実施結果**  
 (「埼玉県地域防災計画案」に対する御意見と県の考え方)

- (反映状況の区分)      A : 意見を反映し、案を修正した  
 B : 既に案で対応済み  
 C : 案の修正はしないが、実施段階で参考とする  
 D : 意見を反映できなかった  
 E : その他

NO.	御意見の内容	意見数	県の考え方	反映状況
1	<p>舟運輸送拠点が県南端に集中しているため、舟運を利用した県内広域への物資輸送機能が脆弱である。川の国・埼玉の地の利を生かして、大河川はもとより、そこから派生する中小河川においても舟運輸送拠点を整備すべきである。国土交通省や県土整備事務所と連携し、河川整備事業に併せて、舟運輸送拠点を整備し、同時に平時の水辺レクリエーション拠点としての利用促進を今後期待したい。</p>	1	<p>県では、芝川マリーナ、大場川マリーナなどについて、河川を利用した水上輸送の核となる舟運輸送拠点として地域防災計画に位置付け、整備しています。</p> <p>しかしながら、中小河川については水深が浅く、船舶の航行に支障が出ることから、舟運輸送拠点として整備することは困難です。</p> <p>県としては、整備済みの舟運輸送拠点を活用し、河川管理者、船舶所有者等との調整や訓練を通じて、災害時に河川を利用した物資輸送が円滑に行われるよう、取組を進めてまいります。</p> <p>&lt;計画の記載箇所&gt;                  第2編 震災対策編(第2編-P100)                  第2章 施策ごとの具体的計画-第4 応急対応力の強化</p>	D
2	<p>私の居住地域はハザードマップで河岸浸食による家屋倒壊危険地域に設定されている。もちろん予算の問題、工事における地権者との問題などクリアすべき問題も多くあり容易ではないとは思いますが、子供の代まで安心して暮らせる地域であってほしいので、河岸侵食対策の護岸工事など、対策する手立てがあるなら県主導で実施していただき、取組をもっと加速させていただきたい。</p>	1	<p>河岸侵食による家屋倒壊等氾濫想定区域は、想定し得る最大規模の降雨を対象として設定されています。一方、護岸工事や築堤、ダム、調節池などの河川施設の整備は、河川整備において基本となる降雨(埼玉県では時間雨量50mm相当)に対して流域の上下流に悪影響を与えないよう計画されており、河川管理者である県はこの計画に基づき、流域の上下流バランスに考慮しながら施設整備を進めています。</p> <p>このため、想定し得る最大規模の降雨に対応するための護岸工事などを一部でも実施してしまうと、上下流バランスに配慮した現計画やそれに基づく各施設整備のバランスが崩れてしまいます。これは流域全体の観点からは治水安全度が下がることを意味しているため、このような計画は立案できないこととなります。</p> <p>なお、県では、想定し得る最大規模未</p>	D

			<p>満の降雨でも洪水等の被害は当然起きうるものとして、そのような事態において資産よりも人命や生活を守ることを第一に、住民の方々が安全な場所へ避難されるよう、また避難されることを前提として計画を立案しています。</p> <p>&lt;計画の記載箇所&gt;  第3編 風水害対策編（第3編-P14）  第2章 施策ごとの具体的計画－第2 災害に強いまちづくりの推進&lt;予防・事前対策&gt; 2 水害予防－治水</p>	
3	<p>第2編P198では「指定避難所には、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する」と記載があるが、備蓄について県から市町村に対し指導を行っているか。</p>	1	<p>避難所の運営は、原則、市町村が行うこととなっており、県は市町村の避難所運営を補完する立場を担っています。</p> <p>県では令和2年5月に「避難所の運営に関する指針（新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン）」を作成し、これに沿った避難所運営マニュアルの修正について市町村へ依頼しました。この中で、感染防止対策用の物資・資材等の事前準備を行うよう市町村に周知しています。</p> <p>今後も市町村と連携し、安心して避難できる環境を整備してまいります。</p> <p>&lt;計画の記載箇所&gt;  第2編 震災対策編（第2編-P198）  第2章 施策ごとの具体的計画－第8 避難対策&lt;予防・事前対策&gt; 1 避難体制の整備</p>	E
4	<p>現在の新型コロナウイルス感染症の感染状況を考えると、避難所への避難に不安を感じる。避難所のスペースの確保や避難者の健康管理など、感染症対策はしっかり行われているか。</p>	1	<p>避難所における新型コロナウイルス感染症対策として、世帯間で概ね2mの間隔を確保するレイアウトの検討、発熱者等の専用スペースの確保、保健師等の巡回による避難者の感染症予防等を行うこととしています。</p> <p>&lt;計画の記載箇所&gt;  第2編 震災対策編（第2編-P206～208）  第2章 施策ごとの具体的計画－第8 避難対策&lt;応急対策&gt; 2 避難所の開設・運営</p>	B
5	<p>第2編P29「地区防災計画の策定」について、災害に強い街づくりには、住民参加が重要である。防災計画づくりに市民・住民の参加を促し、災</p>	1	<p>災害に強い街づくりには、住民の方々の参加が重要と考えています。地区防災計画は住民の方々が主体となって策定いただくものですので、計画策定を通じて、</p>	C

	害に強い街づくりの当事者とすべき。		住民の方々の災害に強い街づくりへの参加促進を図ってまいります。  <計画の記載箇所> 第2編 震災対策編（第2編-P27） 第2章 施策ごとの具体的計画－第1 自助、共助による防災力の向上<予防・事前対策> 7 地区防災計画の策定	
6	第2編P20「自主防災組織の育成強化」の【自主防災組織の活動内容】の表中の平常時「資機材の例」において、初期消火資機材（軽可搬ポンプ、消火器）のところに「スタンドパイプ」を、救護用資機材（救急医療キット、リヤカー）のところに「AED」をそれぞれ追加してほしい。	1	自主防災組織は地域防災の担い手ですので平時から防災資機材を整備することは大変重要です。本計画では、分かりやすくするため代表的な資機材のみ掲載しております。 「スタンドパイプ」や「AED」についても重要な防災資機材の一つですので自主防災組織育成事業の中で周知していきます。御意見は、今後の事業の実施に当たり参考としてまいります。  <計画の記載箇所> 第2編 震災対策編（第2編-P20） 第2章 施策ごとの具体的計画－第1 自助、共助による防災力の向上<予防・事前対策> 2 自主防災組織の育成強化	C
7	第2編P42「ア 公園の整備」について、①発災時に給水車が来るまでの間に速やかな応急給水ができるように「耐震性貯水槽」の他に「防災井戸」を追加してほしい。 また、②夜間の照明として公園内の既存照明設備に無停電バッテリーなどの追加を検討してほしい。	2	①防災井戸については、公園の立地条件等により、整備できない箇所を除き、整備がなされています。御意見を踏まえ、災害応急対策に必要な施設として「防災井戸」を追加します。  ②無停電バッテリーについては、現状、各公園内の自家発電設備において賄えています。  <計画の記載箇所> 第2編 震災対策編（第2編-P42） 第2章 施策ごとの具体的計画－第2 災害に強いまちづくりの推進<予防・事前対策> 5 オープンスペース等の確保	A  D
8	第2編P47①「ア 地震に伴う住宅からの出火防止」について、「感震ブレーカーの普及」を追加してほしい。また、②「イ 初期消火体制の充実強化」に「スタンドパイプ」を追加してほしい。	2	①地震による火災の過半数は「電気」が原因とされており、揺れを感知し、電気を自動的に遮断する「感震ブレーカー」の設置が出火を防ぐのに効果的です。御意見を踏まえ、感震ブレーカーの普及啓発について追加しました。  ②「スタンドパイプ」につきましては、	A

			<p>本計画では代表的な資機材のみ掲載していますが、重要な防災資機材の一つと考えています。県では、自主防災組織育成事業の中で周知していきます。御意見は、今後の事業の実施に当たり参考としてまいります。</p> <p>&lt;計画の記載箇所&gt;  第2編 震災対策編（第2編-P47）  第2章 施策ごとの具体的計画－第2 災害に強いまちづくりの推進&lt;予防・事前対策&gt; 10 地震火災等の予防</p>	C
9	<p>第2編P66「緊急輸送道路及び沿線の整備」について、県内と県境の大きい河川に架かる橋梁が少ない区間が多数存在し、平常時から渋滞が発生している箇所がある。災害時には通行が困難になり更なる渋滞が発生する可能性が考えられるため、橋梁の整備をお願いしたい。</p>	1	<p>県では隣接都県と連携して、県境をまたぐ道路網強化のための道路整備を進めています。</p> <p>また、大規模な地震等の災害が発生した場合に救命活動や物資輸送を円滑に行うことができるよう、緊急輸送道路上の橋梁について耐震補強や修繕工事を優先的、計画的に実施しております。</p> <p>御意見を踏まえて、引き続き県境部の道路ネットワークの強化を進めてまいります。</p> <p>&lt;計画の記載箇所&gt;  第2編 震災対策編（第2編-P63）  第2章 施策ごとの具体的計画－第3 交通ネットワーク・ライフライン等の確保&lt;予防・事前対策&gt; 1 交通関連施設の安全確保</p> <p>第2編 震災対策編（第2編-P66）  第2章 施策ごとの具体的計画－第3 交通ネットワーク・ライフライン等の確保&lt;予防・事前対策&gt; 2 緊急輸送道路の指定・復旧体制の整備</p>	C
10	<p>第2編P82、83「イ 大地震発生時の交通規制」の「○緊急交通路の確保」について、一般道路の路線及び区間の表で「国道254号小川バイパス志賀交差点から金勝山交差点」「国道254号金勝山交差点から群馬県境までの間」と記載があるが、志賀交差点は現地の交差点に交差点名標識が設置されているため容易に認識できる。一方金勝山交差点は現地の交差点に交差点名標識が無いため、どの交差点を指すのか認識でき</p>	1	<p>金勝山交差点における交差点名標識については、設置に向けて、関係機関（埼玉県・警察・寄居町）で調整してまいります。</p> <p>&lt;計画の記載箇所&gt;  第2編 震災対策編（第2編-P83）  第2章 施策ごとの具体的計画－第3 交通ネットワーク・ライフライン等の確保&lt;応急対策&gt; 2 交通規制</p>	E

	ない。現地の交差点に交差点名標識を追加していただきたい。			
1 1	第2編P100に記載されている①「県営公園」、②「防災拠点校」について、速やかな応急給水的手段としてⅠ「防災井戸」、情報提供・収集的手段としてⅡ「公衆無線LAN」の整備をお願いしたい。	4	<p>(①県営公園について)</p> <p>①－Ⅰ 防災井戸については、公園の立地条件等により、整備できない箇所を除き、整備がなされています。</p> <p>①－Ⅱ 県営公園の大部分に設置されている公衆無線LANは、設置許可によりキャリアが設置しているものや、県において整備したものが 있습니다。今後、公園全体への整備等、更なる整備に当たっては、電波の届く範囲などの課題があります。頂いた御意見については今後の参考とさせていただきます。</p> <p>(②防災拠点校について)</p> <p>②－Ⅰ 防災拠点校には、受水槽のほか耐震性貯水槽が設置されており、災害時に消防用水や生活用水として利用することを想定しています。</p> <p>②－Ⅱ 公衆無線LANについては、設備の設置費用や回線契約料等を踏まえ、検討してまいります。頂いた御意見については、今後の整備の参考とさせていただきます。</p> <p>&lt;計画の記載箇所&gt; 第2編 震災対策編(第2編-P100) 第2章 施策ごとの具体的計画－第4 応急対応力の強化</p>	B  C  D  C
1 2	第2編P105「4 消防力の充実強化」の「ア 消防資機材の整備」及びP106「5 救急救助体制の整備」の「ア 救急救助体制の整備」について、市町村間の資機材の種類・機能等に差が生じないように統一した整備ができるよう県の支援をお願いしたい。	1	<p>消防資機材の整備については、各市町村が地域の実情に即し適切な消防体制の整備を行えるよう、地方交付税措置がされています。県では、必要な整備が行われるよう、消防車両や施設を整備する際の国の補助金申請事務など、各消防本部の消防力充実のために支援しています。</p> <p>&lt;計画の記載箇所&gt; 第2編 震災対策編(第2編-P105) 第2章 施策ごとの具体的計画－第4 応急対応力の強化&lt;予防・事前対策&gt; 4 消防力の充実強化</p> <p>第2編 震災対策編(第2編-P106) 第2章 施策ごとの具体的計画－第4 応</p>	D

			急対応力の強化<予防・事前対策> 5 救急救助体制の整備	
1 3	第2編169「イ 埋・火葬のための資材、火葬場の確保」について、平常時から火葬場を設置していない、または火葬場を設置している一部事務組合に加入していない自治体がある。また、近年平常時から火葬場の順番待ちが発生している地域がある。発生する災害の規模の大きくなるほど被災状況により、遠方の火葬場へ遺体を運ぶ必要が生じ、復旧活動に大きな負担になることが予想される。そのため火葬場未整備の自治体に対して火葬場の整備や火葬場を設置している一部事務組合への参加を促進及び支援、または県営の火葬場設置をお願いしたい。	1	<p>一部事務組合への加入については、市町村が各自の実情等を踏まえた上で判断するものであり、県は促進する立場にはありませんが、一部事務組合への加入等について個別の相談に応じるなどの支援は可能です。</p> <p>また、火葬場の設置については、市町村の設置が原則となっており、現時点で県営の火葬場を設置する予定はありません。</p> <p>県では、市町村からの火葬場の設置・運営に係る広域化等の相談に応じるとともに、災害発生時に被災市町村が平常時の火葬体制の維持が困難となった場合に、「埼玉県広域火葬実施要領」に基づき県内外の火葬場との調整を図り、火葬体制を維持できるよう支援していきます。</p> <p>&lt;計画の記載箇所&gt; 第2編 震災対策編（第2編-P169） 第2章 施策ごとの具体的計画－第6 医療救護等対策&lt;予防・事前対策&gt; 2 埋・火葬のための資材、火葬場の確保</p>	D
1 4	第2編P187「1 帰宅困難者への情報提供」、P188「2 一時滞在施設の開設・運営」について、帰宅困難者への情報提供・収集の手段の一つとして「公衆無線LAN」の整備をお願いしたい。	1	<p>御意見を踏まえ、「公衆無線LAN」について、記載しました。</p> <p>&lt;計画の記載箇所&gt; 第2編 震災対策編（第2編-P185） 第2章 施策ごとの具体的計画－第7 帰宅困難者対策&lt;予防・事前対策&gt; 1 帰宅困難者支援体制の整備</p>	A
1 5	第2編P197「（ウ）避難路の確保」について、市街地の県道で、そもそも道路照明が少ない区間がある。道路照明としての整備基準があるが、平時からの防犯灯の役目も兼ね、かつ災害時の必要な照明となるので、道路照明の更なる整備と、既存道路照明灯へのバッテリー整備による停電発生時のバックアップをお願いしたい。	1	<p>道路照明は、道路利用者の交通の安全を目的として必要に応じて交差点や横断歩道箇所に設置しています。</p> <p>引き続き、交通安全のため道路照明の整備を進めてまいります。</p> <p>また、御提案の既存照明灯へのバッテリー整備については、他の自治体の導入状況などを踏まえ、今後の整備の際の参考にさせていただきます。</p> <p>&lt;計画の記載箇所&gt; 第2編 震災対策編（第2編-P197） 第2章 施策ごとの具体的計画－第8 避</p>	C



			難対策<予防・事前対策> 1 避難体制の整備	
1 6	第2編P198「(オ) 指定避難所における生活環境の確保」について、断水時においてもトイレが使用できるように、雨水貯留設備と、雨水を利用したトイレの整備や、速やかな給水が行えるよう防災用井戸の整備、街灯のバッテリー追加、避難者への情報提供・収集の手段の一つとして「公衆無線LAN」の整備をお願いしたい。	1	指定避難所の管理・運営は、原則市町村が行うこととなっており、本計画においても市町村の役割として、指定避難所における生活環境の確保について記載しています。 市町村においては、断水時にも利用できる簡易トイレなどの備蓄、給水のための貯水槽や井戸などの整備、街灯や通信機器の整備等、生活環境の整備に努めることとしています。  <計画の記載箇所> 第2編 震災対策編（第2編-P198） 第2章 施策ごとの具体的計画－第8 避難対策<予防・事前対策> 1 避難体制の整備	C
1 7	第2編P40「空き家対策」及びP267「(イ) 応急仮設住宅」において、建設型応急住宅は入居までに時間を要するため、それまでの手段として計画に記載されている賃貸型応急住宅の他にトレーラーハウスの活用や今後大幅に増加する空き家に対して所有権などの法令上の問題があるが、仮設住宅として予め整備活用可能となる制度の検討をお願いしたい。	1	空き家を応急仮設住宅として活用することは、住宅の所有権などの課題から困難です。また、トレーラーハウスの活用については、今後課題を整理してまいります。 なお、応急住宅の提供に当たっては、民間賃貸住宅の提供などにより、被災された方に速やかに住宅を供給できるよう努めてまいります。  <計画の記載箇所> 第2編 震災対策編（第2編-P40） 第2章 施策ごとの具体的計画－第2 災害に強いまちづくりの推進<予防・事前対策> 3 空き家対策  第2編 震災対策編（第2編-P267） 第2章 施策ごとの具体的計画－第1 1 県民生活の早期再建<応急対策> 6 応急住宅対策	D
1 8	災害に強いまちの形成を図るためには、生態系の持つ機能を活用し、持続可能な社会を形成する「グリーンインフラ」や「E c o - D R R（生態系を活用した防災・減災）」などの取組を推進することが重要と考える。	1	御意見を踏まえ、「グリーンインフラ」及び「E c o - D R R」に関する取組の推進について記載しました。  <計画の記載箇所> 第2編 震災対策編（第2編-P42） 第2章 施策ごとの具体的計画－第2 災害に強いまちづくりの推進<予防・事前対策> 5 オープンスペース等の確保	A

19	<p>高齢者など配慮が必要な方の避難計画の作成について、配慮が必要な方が住む地区の防災計画と整合性をとることが重要だと思う。避難計画で定めた内容を整理し、地区の防災計画と一体的に運用できるようにしてほしい。</p>	1	<p>御意見を踏まえ、個別避難計画と地区防災計画との整合を図ることについて記載しました。</p> <p>&lt;計画の記載箇所&gt; 第2編 震災対策編（第2編-P218） 第2章 施策ごとの具体的計画－第9 災害時の要配慮者対策&lt;予防・事前対策&gt; 1 避難行動要支援者の安全対策</p>	A
20	<p>避難対策について、新型コロナウイルス感染症等の感染症が流行している中で、避難所のスペースの確保や避難者の健康管理など、感染対策については記載しているが、クラスター発生等の感染が拡大してしまった場合、避難所の対応や保健所、県、市町村、避難所ごとでの情報共有について、どのように対応するのか。</p>	1	<p>避難所を管理運営する市町村は、新型コロナウイルス感染症の疑いがある者が発生した場合に備え、管轄の保健所との連絡体制を整備することを記載しています。</p> <p>また、避難者が新型コロナウイルス感染症に感染したことが確認された場合、避難所スタッフ等は、保健所の指示に従い、対応することについても記載しています。</p> <p>&lt;計画の記載箇所&gt; 第2編 震災対策編（第2編-P207） 第2章 施策ごとの具体的計画－第8 避難対策&lt;応急対策&gt; 2 避難所の開設・運営</p>	B
合 計		25		